

YSA指 第 1 号
平成31年 4月27日

中体連・高体連ソフトボール専門委員長 殿
各中学校・高等学校ソフトボール部顧問 殿
各地区ソフトボール協会会長 殿
各ソフトボールチーム指導者 殿

山形県ソフトボール協会
会 長 佐藤重孝
指導者委員長 相蘇知芳
〔公印省略〕

令和元年度指導者対象講習会の開催について（御案内）

ソフトボール競技の普及と振興については、日ごろ格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ソフトボール競技の公式試合に出場するには、(公財)日本ソフトボール協会（以下「日本協会」という。）の公認指導者規定及び内規により、チームの監督及びコーチは有資格者であることが義務づけられています。

しかしながら、中学校及び高等学校の指導者において、資格を有しない者がソフトボール部の顧問になる場合や小学生チーム及び一般チームの監督においても指導者資格を有していない場合があります、このような方々は、暫定措置としての「指導者対象講習会」を受講する必要があります。

つきましては、山形県ソフトボール協会が主催して下記の通り「指導者対象講習会」を開催しますので、趣旨を御理解のうえ受講くださいますようお願いいたします。

記

- 1 期 日 令和 元年6月 9日(日) 午前8時50分から
- 2 会 場 山形県立山形北高等学校 「こまくさ会館」及びグラウンド
〒990-0041 山形市緑町2-2-7
- 3 講習内容 専門科目(統一)7時間 別紙開催要項のとおり
- 4 受講料 3,000円

【参 考】

<大会出場における指導者資格取得の義務化に関する事項を規定>

(本協会の規則の文言)

山形県ソフトボール協会が主催する大会に出場する場合は、(財)日本ソフトボール協会 公認準指導員又は(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導員の資格を有する者がチームに原則として1人以上登録していなければならない。

【無資格者の暫定措置】

山形県ソフトボール協会が主催する大会に出場するチームの監督又はコーチで資格を有さない者は、本会が実施する「指導者対象講習会」の受講を一度に限り認める。但し、小・中・高校の教職員の指導者についてはこの限りではない。（しかし、受講回数を最小にし、公認の資格取得に努めること。）

令和 元年度 指導者対象講習会（ソフトボール競技）開催要項

1 目 的

ソフトボールの普及と発展に資するため、部活動や地域でソフトボール競技を行っている指導者に対して、基礎的なソフトボール技術や一般的な身体活動の指導方法を身につけ、安全な活動ができるよう、指導者としての資質の向上を図ることを目的とする。

2 主 催 山形県ソフトボール協会

3 主 管 山形県ソフトボール協会指導者委員会

4 実施競技 ソフトボール競技

5 期 日 令和 元年6月 9日(日)

6 会 場 山形県立山形北高等学校 「こまくさ会館」及びグラウンド

〒990-0041 山形市緑町 2-2-7

7 カリキュラム

(1) 専門科目 (統一) 7時間

(2) 内容 (講習内容が変更になる場合があります。)

8:50～ 9:00 受付

9:00～ 9:10 開講式

9:10～11:10 指導者のあり方・指導者に必要なルール

11:10～12:10 ソフトボール指導者に必要な医科学的知識 (座学)

12:10～13:00 休憩

13:00～14:00 ソフトボール指導者に必要な医科学的知識 (実技)

14:00～16:00 初心者の実技指導 (実技)

8 受講料 3,000円 (当日受付において納付してください。)

9 受講申込

受講希望者は、別紙受講申込書に必要事項を記入のうえ、令和 元年5月30日(木)まで下記宛に郵送にて申し込むこと。(期限厳守)

〒998-0013 酒田市東泉町 1-9-9

山形県ソフトボール協会 指導者委員長 相 蘇 知 芳 あて TEL 0234-22-3948

10 受講資格

令和元年度山形県内の中学校及び高等学校において部活動としてソフトボール競技を指導している教職員並びに小学生チーム及び一般チームでソフトボール競技を指導している監督、コーチ等で(公財)日本ソフトボール協会公認指導者規定第3条の資格を有しない者

11 その他

(1) 受講者は、受講料、筆記用具、実技に必要な用具 (グラブ、スポーツウエア等) や昼食などを持参してください。

(2) 講習の修了者には、「受講修了証」を交付いたします。

(3) 今回のこの講習会は暫定措置としての講習会で、暫定資格を取得するものです。

令和2年5月末～6月に募集する(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者養成講習会に参加し、正式の資格取得をお勧めします。

尚、養成講習会には共通・専門の2科目があり、共通科目Ⅰは令和2年8月頃からNHK通信講座で、専門科目は令和2年11月頃に本県での開催を予定しています。

令和元年度 指導者対象講習会（ソフトボール競技）受講申込書

ふりがな		性 別	年 齢	生 年 月 日
氏 名		男・女	歳	昭和・平成 年 月 日生

※平成31年4月1日現在の年齢を記入してください。

現 住 所	〒 —
自 宅 電 話 番 号	() —
緊 急 連 絡 先 (携帯電話番号)	— —
勤 務 先 の 名 称	
勤 務 先 の 住 所	〒 —
備 考 (所属チーム名や 審判・記録員等)	

令和 元 年度指導者対象講習会に上記のとおり受講申し込みいたします。

令和 元 年 月 日

山形県ソフトボール協会会長 佐藤重孝 殿

「(公財)日本ソフトボール協会公認指導者規定」抜粋

(指導者の種類)

第3条

＜(公財)日本スポーツ協会並びに(公財)日本ソフトボール協会認定資格＞

- 1 公認ソフトボール指導員 (コーチ1)
- 2 公認ソフトボール上級指導員 (コーチ2)
- 3 公認ソフトボールコーチ (コーチ3)
- 4 公認ソフトボール上級コーチ (コーチ4)

＜(公財)日本ソフトボール協会認定資格＞

- 5 公認ソフトボール準指導員

(指導者資格の義務化)

第9条 (公財)日本ソフトボール協会主催の公式試合(都道府県予選大会・地区予選大会を含む。)に出場するチームの監督・コーチは、原則として、本規定第3条(指導者の種類)の1・2・3・4・5の有資格者でなければならない。ただし、監督・コーチが資格を有していない場合においては、チーム内に有資格者(監督代行になり得る者)がいなければならない。なお、国民体育大会の監督は、(公財)日本スポーツ協会の「公認ソフトボール指導員・コーチ1」、「公認ソフトボール上級指導員・コーチ2」、「公認ソフトボールコーチ・コーチ3」、「公認ソフトボール上級コーチ・コーチ4」の資格を有すること。

(無資格者の暫定措置)

第10条 (公財)日本ソフトボール協会主催の公式試合(都道府県予選大会・地区予選大会を含む。)に出場するチームの監督・コーチで第9条に定める資格を有さない者は、その暫定措置として、都道府県が実施する「指導者対象講習会」を受講しなければならない。その「受講修了証(写し)」をもって出場することができる。なお、この暫定措置に関しては、有効期限を1年間とし、継続的に指導者資格を必要とする場合は、本規定第3条(指導者の種類)の1・2・3・4の取得又は5を取得することが望ましい。

「(公財)日本ソフトボール協会公認指導者規定内規」抜粋

第1条後段

※(公財)日本ソフトボール協会が認める暫定措置

[都道府県ソフトボール協会が実施する「指導者対象講習会」の受講による。]

指導者対象講習会の「受講修了証」によって、1年間の暫定措置として指導者資格を得ることができる。なお、指導者対象講習会は、統一カリキュラムによる7時間の講習会を都道府県ソフトボール協会が実施する。

第3条(指導者対象講習会の受講制限)

監督、コーチ又は監督代行になり得る者が資格を有していない場合には、暫定措置としての「指導者対象講習会」の受講は、一度に限り認める。ただし、小・中・高の教職員の指導者(監督、コーチ等)についてはこの限りでない。